

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上

税 政 連 8 第 号
令和 8 年 7 月 8 日

単位税理士政治連盟 会長 様

日本税理士政治連盟
会長 足達 信一
幹事長 高澤 圭一
(公印省略)

令和 9 年度税制改正に関する建議・要望（陳情にあたっての留意事項）について

6 月 26 日の日税政幹事会において、「令和 9 年度 税制改正に関する要望・重要要望項目」を機関決定しました。

こちらについて、日税政・税政連としては、より効果的な陳情となるよう、以下の項目と内容から選択の上、重点的に陳情していただくようお願いします。

(※税政連の判断で、他の項目や内容を選択して重点的に陳情することを妨げるものではありません。)

◇重要要望項目 2

法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

⇒①中小企業における事業承継時、相続時の過度な税負担を軽減すべきであること、
②猶予適用対象資産を事業用資産に限定し、納税猶予制度を設けるべきであること、
を陳情してください。

◇重要要望項目 4

消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

◇重要要望項目 5

給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

⇒国民会議の審議状況を注視しつつ、当面の間は二つの項目を一つにまとめた上で、給付に一本化すべきである旨を陳情してください。

◇重要要望項目 7

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

⇒来年 3 月以降、軽減税率を政策的に継続いただきたい旨を陳情してください。

◇重要要望項目 8

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

⇒これまでと同様、「特定非常災害により生じた損失」における控除の順番の見直しを陳情してください。

以上